

## 第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった自己情報開示決定において、学校法人〇〇学園（以下「本件学校法人」という。）から提出された平成25年度高等学校等就学支援金に係る実績報告書における審査請求人本人の支給実績部分（以下「本件対象情報」という。）を対象となる保有個人情報として特定したことは、妥当である。

## 第 2 審査請求に至る経過

### 1 開示の請求

審査請求人は、平成28年 9 月 7 日、広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号。以下「条例」という。）第10条第 1 項の規定により、実施機関に対し、〇〇高等学校（以下「本件学校」という。）の当時〇年〇組に学籍があった審査請求人の高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給停止に関わる文書の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、本件対象情報を本件請求に係る保有個人情報として特定し、自己情報開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成28年 9 月21日付けで審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

審査請求人は、平成28年11月10日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第 2 条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

## 第 3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件対象情報以外の保有個人情報の開示を求める。

### 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 就学支援金の支給停止申出書にサインしていないし、サインなしで停止できる他の方法は、学校からの報告書で退学者として扱われた場合のみである。今まで学事課〇〇があると言っていた報告書はないと言っている。どのようにして支給停止したのか。そして、残支給期間のお知らせも受け取っていない。学校扱いの「受給資格消滅について」というお知らせはあるが、36か月ある支給期間と計算が合わない。
- (2) 審査請求人は、学事課〇〇（以下「職員A」と表記する。）に対し、文部科

学省が示している就学支援金に関する通知文書を提示し、「本件学校法人からの報告書とともに支給停止できる（学校設置者が退学処分者一覧表を添付して就学支援金を停止することができる）イレギュラーな方法で停止した」のか、または「就学支援金受給権者の申出書による通常の手続きによって事務処理を行ったか」について質問したところ、文部科学省により示された手続ではなく、「就学支援金は授業料未収金との報告があったので、当該就学支援金の支給停止をした」と述べた。

再三、審査請求人から職員Aに対し、文部科学省が示している通知文書の手続とは違う手続をしたのではないかと、その違法性を指摘したが、職員Aは、文部科学省とは異なる手続をしてきたとしても、法律に則った手続をしてきたと述べた。

- (3) 審査請求人は、文部科学省が示している手続では、就学支援金の支給停止をするには、受給権者の申出又は本件学校が退学処分者一覧表を添付した報告書によりすることができ、その報告を受けた学事課は、受給権者である生徒等に文書でもって通知しなければならないと理解していることから、その内容の文書が開示請求により取得できると考えていたが、学事課は、実施機関の公印を押した就学支援金停止に係る文書の開示はしなかった。

学事課に従事する職員は、法律に則った仕事をしていると断言するのであれば、実施機関の公印がある上記文書を開示すべきである。

- (4) 「平成25年12月以降本人の授業料が発生していない旨を報告内容とした当該開示文書が提出された」と弁明していることについて、本件学校法人から、いつの時点でどのような文書によって報告がなされたのか明らかにされたい。
- (5) 「実施機関は、本人の高等学校等就学支援金を12月以降不支給とした額の確定を行った」としているが、本件学校法人からの報告により、学事課の誰が、いつ、どのような規定に基づいて確定したのか明らかにされたい。
- (6) 就学支援金を12月以降不支給とした額の確定を行ったとする決定は、文部科学省が示している通知文書の趣旨に沿ったものであるのかを明らかにされたい。
- (7) 「文部科学省が示している通知文書に沿った手続ではなく、就学支援金は授業料未収金との報告があったので、当該就学支援金の支給を停止した」と職員Aが説明する事務処理は、当該通知文書に違背した行為であるのかどうか明らかにされたい。
- (8) 文部科学省による通知文書では、「学校設置者は、受給権者である生徒の受給権が退学、除籍及び転学等の理由により消滅した場合（修業年限が3年未満の課程の卒業、36月在学した上で卒業もしくは修了した者、私立高等学校に在学した期間が通算して36月を超える者は除く。）は、受給資格消滅者一覧を作成し都道府県に提出する。都道府県は、学校設置者から提出された受給資格消滅者一覧に基づき、受給権者である生徒の受給資格の消滅を確定し、直接生徒に通知するか、または、学校設置者を通じて通知する」と高等学校等就学支援金事務処理要領（都道府県事務担当者用）に明記されている。

審査請求人に対し、学事課は上記手続をしていないが、単なる職員Aの事務処理上の遅滞であるのか、事務処理上の誤りであるのか、又は正当な事務処理であったのかについて、文部科学省による通知文書に照らし合わせた上で明らかにされたい。

- (9)「今回の事例において、生徒から休学に基づく申出がなかったため、当該手続における文書は存在していない」と弁明するが、学事課は論点のすり替えをしないでほしいし、真面目な対応をお願いしたい。

審査請求人は学事課に対し不当な退学処分について救済を求めているのであり、休学の申出をすることはあり得ない。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

- 1 就学支援金は、生徒の授業料に充当するために支給されることから、充当すべき授業料が発生していない期間については支給されない。
- 2 平成25年度の就学支援金について、本件学校法人から平成25年12月以降審査請求人の授業料が発生していない旨を報告内容とした当該開示文書が提出されたため、実施機関は、審査請求人の就学支援金を12月以降不支給とした額の確定を行った。
- 3 就学支援金が不支給となった理由のわかる文書は、本件対象情報のみであるため、本件請求に係る保有個人情報として開示を行った。
- 4 受給権者である生徒が休学した場合における就学支援金の支給の停止について、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。平成25年法律第90号による一部改正前のもの。以下「法」という。）第9条第1項によると、生徒が休学する場合、生徒は就学支援金の支給停止を申し出ることができるとされている。また、同条第2項によると、第1項の規定により支給が停止されている期間については、就学支援金の支給残月が減少しない旨の定めがある。

今回の事例において、生徒から休学に基づく支給停止の申出がなかったため、当該手続に係る文書は存在していない。

#### 第5 審査会の判断

##### 1 本件請求について

本件請求は、本件学校に学籍があった審査請求人に対する就学支援金について、その支給停止に関わる文書の開示を求めるものであり、これに対し、実施機関は、本件学校法人から実施機関に提出された就学支援金に係る実績報告における審査請求人本人の支給実績部分を本件対象情報として特定し、本件処分を行ったものである。

審査請求人は、就学支援金の支給停止について、法令等に則った適切な手続に基づく文書が存在するはずであり、本件対象情報の特定には誤りがある旨主張

していることから、以下、本件対象情報の特定の妥当性について検討する。

## 2 本件対象情報の特定の妥当性等について

### (1) 就学支援金の支給等について

就学支援金については、法第1条において「公立高等学校以外の高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができる」こととされている。

その支給は、学校設置者による代理受領（就学支援金について、学校設置者が、在学する生徒に代わって都道府県から受領し、学校設置者がその生徒に対して有する授業料債権の弁済の一部に充てること）で行われることとされている。なお、就学支援金の支給を受けている生徒が休学した場合には、法第9条第1項において、当該生徒が学校設置者を通じて、「都道府県知事に申し出たときは、政令で定めるところにより、就学支援金の支給を停止する」こととされている。

### (2) 本件対象情報の特定の妥当性について

上記第4の4のとおり、実施機関は審査請求人から休学に基づく就学支援金の支給停止の申出はなかった旨説明し、一方、審査請求人も上記第3の2（9）のとおり、休学の申出をすることはあり得ない旨主張していることからすれば、審査請求人が休学を前提とした就学支援金の支給停止の手続をとっていないことに双方争いがなく、これを前提とすれば、実施機関において当該手続に係る文書を作成又は取得していないものと認められる。

よって、就学支援金の支給停止に係る文書は存在しないとする実施機関の説明は、特段不自然・不合理とはいえない。

なお、実施機関は、審査請求人の就学支援金を「不支給」とした理由がわかる情報として本件対象情報を開示したものである旨説明する。

当審査会において、就学支援金を「不支給」とする手続について実施機関に確認したところ、「不支給」の手続自体を定める規定等はないが、就学支援金は授業料債権に充当するものとの法第1条（目的）の趣旨から、授業料が発生しなければ就学支援金が支給されないことは当然のことと考えているとのことであり、上記第4の2及び3において説明するとおり、実施機関は、本件請求の趣旨を考慮し、就学支援金が実質的に支給されなかった理由がわかる保有個人情報として本件対象情報を特定したということからすれば、これをもって直ちに本件対象情報の特定の誤りがあるとは認められない。

以上のことから、実施機関が、本件請求に対し本件対象情報を特定したことは、妥当と認められる。

## 3 審査請求人のその他の主張について

### (1) 審査請求人は、就学支援金の支給停止に係る手続の適法性等について明らかにするよう求めているが、当審査会は、条例に基づく開示請求に係る開示決定等の妥当性について審議する機関であるから、審査請求人のこれらの求

めについて見解等を述べる立場になく、また、その権限を有しないものである。

(2) 審査請求人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

#### **4 結論**

以上により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### **第6 審査会の処理経過**

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
28. 12. 27	・ 諮問を受けた。
29. 2. 28 (平成28年度第11回)	・ 諮問の審議を行った。
29. 3. 23 (平成28年度第12回)	・ 実施機関から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
29. 5. 26 (平成29年度第 2 回)	・ 審査請求人から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
29. 6. 30 (平成29年度第 3 回)	・ 諮問の審議を行った。
29. 7. 28 (平成29年度第 4 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

太 田 育 子	広島市立大学教授
長 井 紳一郎 （ 部 会 長 ）	弁護士
山 田 明 美	広島修道大学准教授